

令和4年2月22日

全国的な医療的ケア児支援センター開設支援事業について

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、9月から施行されているところ、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する等の目的を踏まえ、都道府県において「医療的ケア児支援センター」を早期に開設し、医療的ケア児やその家族からの相談を受け、医療的ケア児に適切な支援に繋げることが期待されている。このため、都道府県に対して、「医療的ケア児支援センター」を運営する上で必要な備品購入等について補助を行うことにより開設を促進する。

実施主体

都道府県

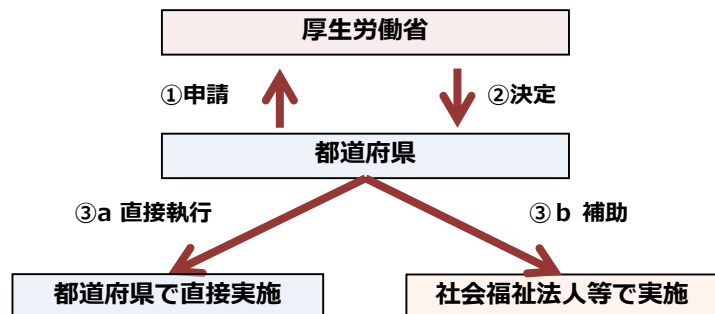
（都道府県が自ら改修等を行うほか、医療的ケア児支援センターの運営を委託や指定により実施する場合、委託等を行う社会福祉法人等への補助を行うことも可能。）

（令和3年度実施予定：20都道府県（26箇所））

補助率など

- 上限額 医療的ケア児支援センター1カ所当たり200万円
- 補助率 国 3/4 都道府県 1/4
- 対象経費 医療的ケア児支援センターを運営するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費 等

事業スキーム



医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いかわからない。医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

